

平成二十五年 度

第三回 新宿区住宅まちづくり審議会議事録

新 宿 区

第三回新宿区住宅まちづくり審議会

開催年月日・平成二十六年二月三日

出席した委員

大方潤一郎、佐藤滋、土屋修、篠原みち子、石川彌榮子、西山博之
伊藤衛、長谷川照子、桑原弘光、宮坂忠昌、舟生アイ
西村敏、野村正俊
小柳俊彦、新井建也

議事日程

議題

一 新宿区支援付き高齢者住宅について

議事のでんまつ

午前九時三〇分開会

○事務局（山崎居住支援係長） 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまより、平成二十五年第三回住宅まちづくり審議会を開催いたします。

私は、事務局の住宅課居住支援係長の山崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして欠席委員の報告をさせていただきます。本日欠席の委員は針谷委員、田近委員の二名でございます。定足数の過半数に達しておりますので、本日の審議会は成立していることを御報告い

たします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。資料は次第、A4、一枚でございます。なお、本日の議題資料につきましては、事前に郵送させていただいております。新宿区支援付き高齢者住宅検討会報告書（案）と、第二回新宿区住宅まちづくり審議会における質問・意見・要望等概要です。本日お持ちでない方がいらっしゃいましたらお申し出ください。

続きまして、お手元のマイクの操作について御説明いたします。発言にはこの長いマイクを使つて御発言をお願いいたします。下にある「要求4」というところを発言の際に押していただきます。発言が終わり次第、その右の「終了5」のボタンを押してください。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。会長、よろしくをお願いいたします。

議題

一 新宿区支援付き高齢者住宅について

○大方会長 それでは、おはようございます。

早くも二月になりましたが、本日もよろしく御審議お願いいたします。

それでは、早速でございますけれども、この資料に即しまして御説明をお願いいたします。

○事務局（月橋住宅課長） 都市計画部住宅課長、月橋と申します。本日はよろしく願っています。

それでは、まず資料一について御説明します。失礼いたしますが、座つて説明をさせていただきます。

資料一でございますが、新宿区支援付き高齢者住宅検討会報告書という案でございます。この報告書でございますが、平成二十四年九月に設置しました新宿区支援付き高齢者住宅検討会で、これまでのところ八回検討会を開催いたしました。その検討会の中で検討してきた内容となっております。この住宅まちづくり審議会の委員でもいらっしやいます。石川委員、土屋委員、それから西山委員の三名の方が、この検討会の外部委員として御尽力いただいております。どうもありがとうございます。

また、十一月に開催しました第二回新宿区まちづくり審議会で委員の皆様から、さまざまな御意見や御要望等をいただいております。本日も配りました資料二に、全てではございませんが、委員の方からいただいた意見を、主なものを抜粋させていただいてまとめさせていただきます。第二回新宿区住宅まちづくり審議会の、前回の第二回の審議会の開催後に頂戴した御意見等を参考にさせていただいて、第七回、第八回と二回の支援付き高齢者住宅の検討会を経て、本日の資料一の報告書にまとめたものでございます。本日の審議会でも皆様からさまざまな御意見をいただきました。その御意見等を参考に、最終的には本年三月に開催いたします第九回の支援付き高齢者住宅検討会ですらに検討しまして、最終的な支援付き高齢者住宅検討会の報告書としてまとめたいと予定でございます。

この報告書でございますが、検討会からの提言という位置づけにさせていただきます。いわゆる区の行政計画というところではございません。ただ、区は、この報告書を受けまして今後の高齢者施策に生かしてまいりたいと考えております。

また、新宿区保健と福祉に関する調査というものを、既に調査のほうは進めておりますけれども、現在その集計については作業中ござ

います。三月末までにこちらのほうも報告書としてまとめまして、平成二十六年度に、この調査の結果を踏まえて高齢者保健福祉推進協議会で議論を行って計画の素案を作成、そしてパブリックコメントを経て、高齢者保健福祉計画として策定していく予定でございます。このため本日お手元に配付しております報告書案については、平成二十五年度の調査結果はお示しできておりませんが、最終的には調査結果を盛り込んだ内容となりますので、その点御了承をお願いいたします。

それでは、資料一の具体的な内容について順次御説明いたします。皆さんに議論をしていただく時間を十分にとりたいと思いますので、一つ一つの細かい説明は省略させていただきます。

まず資料一、検討会の表紙を開いた後の目次というところをごらんください。この報告書のつくりについて簡単に御説明いたします。支援付き高齢者住宅検討会の設置目的とこれまでの検討経過を、最初に記載してございます。それから高齢者の住まいについての国・東京都のこれまでの動向、それからその次が新宿区の高齢者と住まいの現状ということで、平成二十二年度に実施しました高齢者の調査の結果等を反映させたものでございます。その調査結果から見た高齢者の住宅に関するニーズ等が盛り込まれております。その次が高齢者の住まいに係る新宿区の計画というのを列挙しました。

そしてその次からが、この報告書のメインとなるべきところでございます。区は、区の取り組みの方向性という構成でございます。まず新宿区における支援付き高齢者住宅の定義を掲げさせていただきます。その次に国や東京都の制度活用によるサービス付き高齢者住宅の整備、それから続いて既存の住宅ストックにおける活用による整備という形で、それぞれの区の取り組みの方向性を記載しております。

一番最後に七番、資料編と書かせていただきましたけれども、大変申しわけございませんが、本日の審議会にはこの資料編について御用意ができませんでした。現在、資料編については作成中でございますので、皆様のほうには資料編ができ次第、配付させていただく予定でございます。

それでは、本文の説明に入ります。一ページをあらんください。新宿区支援付き高齢者住宅検討会を平成二十四年度に設置いたしました。当初課題ということで二つ掲げました。一つは公有地等の活用による整備、もう一つは既存の住宅ストック活用による課題の抽出ということでございます。

次のページをあらんください。二ページの下のところを図で示させていただきますが、先ほど言いました左側に書いてある国制度活用による整備、それから既存の住宅ストック活用による整備と、この二つの柱を中心として議論を進めてまいりました。この図の一番右のほうを見ていただきますと、まず国制度活用による整備というところについては、サービス付き高齢者住宅の整備補助というのが、国や東京都のほうで制度としてございますので、こうしたものを区も積極的に活用して民間の参入を促進していくということで、同意基準というものを策定いたしました。それからもう一つ、既存の住宅ストックにつきましては、ハード面での改善・整備、それから地域におけるソフト的な部分が大きいかと思いますが、そうしたものの支援というところを、具体的に検討していこうという方向で進めてまいりました。

続きまして、四ページをあらんください。国・東京都の住宅整備事業の概要ということで、表一でまとめさせていただきました。サービス付き高齢者向け住宅の整備事業概要ということで、整備費の補助、それからこうした整備費の補助に対する、サービス付き高齢者向け住

宅ですね。失礼しました。こちらについての区の役割、それから入居者の資格等、サービス付き高齢者向け住宅に関する情報を表一でまとめさせていただいております。

次の五ページでございますが、同意基準というものを示しております。東京都が整備補助の上乗せを行うというところに関しまして、区のほうで住宅整備事業について同意をするのかしないのか、あるいは同意自体が不要なのか、そうした大きく四つの類型に分かれるところでございます。新宿区は後ほど御説明いたしますが、同意基準というものを策定しまして、基本的には新宿区への民間事業者の参入を推進していくという考え方で、現在取り組んでおるところでございます。

それでは、次に、七ページをあらんください。新宿区における高齢者の住まいのニーズということで、先ほど御紹介いたしましたけれども、平成二十二年度に実施しました新宿区保健と福祉に関する調査というものがございます。この調査の中でさまざまな項目について高齢者の方からいろいろなニーズ、それから課題等について調査をしたところがございますが、介護が必要になっても暮らした住まいで住み続けたいと願っている高齢者の方、一般高齢者ですと約七十パーセント、要支援・要介護の方ですと約八十パーセントがそうしたニーズをお持ちだということが、この調査で明らかになっております。

また、平成二十五年度に区政モニターアンケートを実施いたしました。こちらのアンケートの中でも、介護が必要となっても暮らしたくない住まいに住み続けたいと願っている方が、約半数を超える傾向がはっきりとわかったところでございます。また、要介護度が高い高齢者の方については、特別養護老人ホーム等の施設への入所という選択肢がある一方、在宅生活に軽度の支援が必要な高齢者の方につきましては、住まいと施設の間のニーズに対応する選択肢が限られている現状

があるというところも、明らかになっております。

このページの下のところ、図二というのをごらんください。この図二について御説明をします。これは縦軸、横軸をそれぞれ定義づけしておりますけれども、縦軸は心身の状況や機能、それから横軸は年齢というところで整理いたしました。この図の中で太い実線で右に向かつて緩やかに下がっている線があるかと思いますが、この線は、高齢者の方が年齢を重ねることによって心身の状況が、だんだんと衰えていくということを表現しております。それから太い実線のすぐ下に波線が、さらに下のほうに下がっているものがございますけれども、こちらの波線については、加齢に加えまして病気等によって心身の機能が低下していくという状況を示したものでございます。

この波線をずっと下のほうにたどっていきますと、有料老人ホーム等への施設入所といった選択肢があるわけでございますけれども、他方、加齢が進んでいく高齢者の方が、住みなれた住まいや地域で住み続けるに当たって、そうした高齢者の方が求めるさまざまなニーズに比較しまして今現在は、選択肢の幅が非常に狭いという状況がございます。このためにそうしたニーズを満たしていくためのハードやソフト面での支援が必要というところを、この図であらわしたものでございます。つまり高齢者の方のニーズと、それから現在の現状とのギャップが大きいというところを、図で示させていただいております。

八ページをごらんください。高齢者と住まいに係る新宿区の計画とということ、三つここに紹介させていただきました。これら三つの計画については、上位、下位という関係ではなくて、それぞれの計画自体が、例えば高齢者の住まいについては重なる部分もございますけれども、新宿区高齢者保健福祉計画、それから新宿区住宅マスタープランと、それぞれの計画についてそれぞれの目的を持った計画ということ

とで、ある意味並行した形で進めているというものでございます。また、対象とする年度がそれぞれの計画によって微妙に違っております。

それでは、九ページをごらんください。区の取り組みの方向性を議論するに当たりまして、新宿区における支援付き高齢者住宅の定義というものを、まずここで掲げさせていただいております。一番下の四角で囲んだところでございますが、新宿区では以下の住宅を支援付き高齢者住宅としますということで、まずバリアフリー構造等を備えておる、そして住まいの場において、併設・隣接・近接するサービス事業者により支援を提供する仕組みを備えた高齢者を対象とした住宅、それから居住する高齢者の生活を支援できる仕組みを整備した地域における、戸建て・集合住宅・団地などの全ての住宅を、支援付き住宅と定義することとさせていただきます。このため、先ほどから説明の中でも出てきましたが、サービス付き高齢者向け住宅というのは、支援付き高齢者住宅の一つの類型と捉えております。既存の持ち家あるいは公営住宅、民間賃貸住宅、そうしたさまざまな住宅について支援付き高齢者住宅の定義を当てはめていくということが、大きな考え方でございます。

では、次のページをごらんください。ただいまの支援付き高齢者住宅の定義について、イメージ図で示させていただいたところでございます。こちらの図の説明は割愛させていただきます。

次に、十一ページをごらんください。サービス付き高齢者向け住宅の区内整備に向けた区の考え方でございます。ここでは十二ページをごらんください。新宿区では、東京都の整備補助金を活用した民設民営によるサービス付き高齢者向け住宅の整備を推進すること、まず基本に据えまして同意基準を策定いたしました。ここに「一から四まで書いてございますが、「新宿区民が入居しやすい住まい」、「人

と人が交流し支え合える住まい」、「必要なサービスが利用できる住まい」、「地域との和を大切にする住まい」と、この四つを同意基準の柱として十三ページから記載しておりますが、こちらのほうでその柱に沿った新宿区同意基準というものを策定しております。同意基準の詳細な説明は省略させていただきます。

続いて、十五ページをごらんください。その前に申しわけございません。この同意基準でございますけれども、民間事業者の参入ということ、考え方によってはこうした同意基準を策定することが若干民間の参入を阻害するといえますか、そういうふうなことも考えられるんじゃないかという議論もございましたけれども、むしろ新宿区と民間事業者が、お互いにいいサービス付き高齢者向け住宅をつくっていくという考え方のもとで、地域に根差した施設をつくるという考え方のうちの同意基準の策定と、御理解いただければと思います。

例えば新宿区に高齢者総合相談センターというのが十カ所ございますが、そうしたところとの連携、あるいはそれ以外の新宿区のさまざまな介護保険施設や医療施設、そうしたところとの連携というのが、むしろ事業者にとってはプラス要素といえますか、インセンティブを与えることにもなるのかなというふうに考えております。

それでは、十五ページでございます。既存の住宅ストック活用による整備ということでございます。まずハード面での改善・整備でございますが、住宅設備面での改善事業というものを、区の中でも幾つか行っておりますけれども、現在介護保険の対象の方、あるいは介護保険対象外の方を対象として、福祉部のほうで主に住宅改修についての事業を実施しております。また、都市計画部においては、住宅課で行っている事業でございますが、リフォーム相談、あるいは良質なリフォーム事業者の紹介というような事業を行っております。ただ、そう

した住宅改修についての総合的な周知であるとか、リフォーム事業者や介護保険事業者が連携した一体となったバリアフリー対応、そうしたものがまだまだ不足しているかなという現状がございます。

それでは、十六ページをごらんください。(二) 住まいの確保への支援ということで、現状とそれから取り組みの方向性を紹介させていただいております。高齢者の住まい確保というのは非常に大きな課題でもございますし、こちらの審議会でも四月以降またこのテーマで皆様に御議論いただく予定にはしておりますけれども、例えば高齢者であるという理由で、オーナーの高齢者の入居制限が実際に行われていたりとか、なかなか住宅を探しても希望の住宅が見つかりにくいというような課題が現にございます。

区のほうでは、宅建協会と連携した住みかえ相談を行ったり、あるいは保証会社をあっせん、保証料の助成、そうした制度等を通じて高齢者の住まい確保に努めているところではございますが、まだまだ実際の利用率が事業によつては非常に低いものもございまして、高齢者住まい確保について十分な効果が上がっているとは言いたくはないところも現にございます。取り組みの方向性というところにも書かせていただきますが、高齢者の方の円滑な住みかえに当たりましては、福祉部、都市計画部の両部が、連携した相談体制を充実していくということが必要と考えております。

例えばリバースモーゲージ、これは前回の審議会でも委員の方から御意見をいただいておりますが、こうしたものが活用できる区民の方については、こうした情報提供を積極的に行っていく必要があると、また、空き家や空き室というのが新宿区内も非常に多々ございますが、そうしたものを活用して多世代が支え合う仕組みづくり、そうしたことも、私どもさまざまな例を研究しながら活用していく必要があると

の方、そういう世帯も非常に多うございますので、そうした高齢者の方に対して、公的サービスだけではなく民間サービスやあるいは地域住民の方との連携、そうしたものの支援をいただきながら、包括的にそうした高齢者の方をケアしていくという仕組みが必要ではないかと考えております。

二十二ページの後段には、今現在具体的に実施している例えば戸山ハイツの空き店舗を活用した暮らしの保健室というものがございます。また、高島平団地で行っている地域包括ケア施策ビジョンというのがございますが、そうしたものの御紹介を二十二ページと二十三ページで書かせていただいておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

次に、二十四ページでございますが、今説明した内容を、この図六でお示ししております。それからその下でございますが、五の四としまして、高齢者の住まいに関する情報ニーズの把握と発信というところでございます。新宿区でもさまざまな高齢者の方に対する支援策を展開しておりますし、東京都・国、それから民間事業者等でも同様にございますけれども、そうしたさまざまな情報が、なかなかそうした情報が必要とする方にきちんと行き届いていないという現状があると思います。このため、高齢者の住まいに関する情報ニーズの整理と把握、それから情報発信、必要とするところにきちんと情報が行き届く、そうした整理が必要と考えております。

二十五ページの表六のところ、高齢者の住まいにかかわる人と情報種別ということで整理しております。区民の方あるいは事業者、あるいは住宅や土地のオーナーの方、それぞれの目的に応じて必要な情報を的確に提供していくということが、必要と考えております。

駆け足で大変申しわけございませんが、新宿区支援付き高齢者住宅

検討会の報告書（案）ということで、これまで検討会が議論をしてきた内容を、こうした形で区の今後取り組んでいくべき方向性という観点からまとめさせていただきました。

説明は以上でございます。

○**大方会長** ありがとうございます。

それでは、質疑に入りたいと思います。どうぞどなたからでも構いませんので。

なかなか口火を切るのが、口の湿りがよろしくないようでございますので、私が最初に幾つか意見のようなことを申し上げます。

よく検討されていると思いますけれども、幾つか細かいところでまだ気になっていることがございまして、例えば七ページの図二でありますけれども、この図はよくあるような図だと思いますが、体が余り弱らないうちは在宅で頑張って、最後までしようもなくなったら、病院とか老人ホームとかに入らなきゃいけないというようなニュアンスだと思えますが、このごろはだんだん在宅でみると、だから死ぬまで在宅で頑張れると、そのほうが本人にとってもあるいは家族にとってもうまくいくんだったら、そのほうが望ましいという考えも大分普及しつつありますので、必ずしもこういう絵ではなくて、特に新宿区の地域の居住のニーズというのが緑の点々の丸で書いてありますが、これをもうちょっと大きくして、最後お亡くなりになるところまで入っているような、方向としてはそういうほうが望ましいのかなという気がしておりますので、御検討いただけたらと思います。

それからもう一つ、今度は九ページの下の方でくくった支援付き高齢者住宅の定義でございますけれども、私も本業はまちづくりといえますか都市計画でございますので、地域という言葉が非常に気になるんですが、要するに上の丸ポチのほうはサービスが併設・隣接・近

接するとなっています。さらにそのことを受けて今度は次の丸ポチのほうは、高齢者支援の仕組みを整備した地域におけると、つまりいろいろな支援ができる事業者がいる、あるいは十分なサービスが受けられる地域に限定して、支援付き高齢者住宅という立地を考えようということだと思うのですが、地域とか近接という広がりをどの程度と考えるかというのが、実は重大ではないかと思うんです。

新宿区はそう大きくはございませんから区全体が地域なのかというと、これは決める意味がなくなってしまうし、それからサービスの近接というのも本当に歩ける距離なのか、今は車でお迎えしたり、支援員の人も車で来たりいろいろするわけですから、この辺もう少し詰めておいたほうがいいのかなと、また、サービスも種類によっていろいろ近接性の必要性が違ってくると思いますので、この辺は余り決めつけても難しいのかなという気がしますので、余り地域とか近接とかにこだわらず、どういうサービスが得られる場所なのかというふうな物の言い方のほうが、あるいはいいかもしれません。ちよつと御検討ください。

もう一つは、どんどん一人でしゃべって恐縮ですが、十三ページからの同意基準のところです。これはソフトな対応の部分と、ページをめぐって最後の近隣への配慮というあたりは、かなりハード的な対応にもなっています、特に最後の四の駐車場・駐輪場の適正な規模とか、緑化の配慮とか、防災上の配慮とかこの辺は、ある種の基準なりガイドラインがないと、恐らくこれを担当する職員の方が困るだろうと思いますので、この報告書の段階では構いませんが、いずれそういうガイドラインを決めるという方向で御検討いただけたら、運用がスムーズになるのかなという気がいたします。

それから、一人でしゃべって恐縮ですが、最後、二十ページです。

これからシルバーピアにワーデンではなくてLSAさんと、これは大変いいと思いますが、さらにそのLSAさんに団らん室や談話室の機能を地域に開くといいますが、さらにそこである種のコミュニケーション活動のようなものも、ファシリテーションしていただくというようなニュアンスもあると思うのですが、それは大変望ましいことですが、私もそういうことを一生懸命、今、被災地でも活動として展開しておりますけれども、LSAさんにコミュニケーションのファシリテーションまでお願いするのは、現段階ではちよつと無理があるかなと、そういうトレーニングを受けていないですし、仕事としても、高齢者の見守り的なことと同時にコミュニケーションのファシリテーションまでやるというのは、相当大変なことだと思うんです。

だからコミュニケーションのファシリテーションについては、シルバーピアに専属のLSAさんに丸投げというのではなくて、区のほうにそういう専任の方を置いて、そういう方が巡回して、その辺のサポートをするというかアドバイスをするというかそういうことが、当面は必要なんじゃないかなという気がしております。

一人でしゃべりましたが、とりあえず私としてはそんなところです。これは単なる要望のようなことです。

それでは、ほかの委員の皆さんもどうぞ。

○西村委員 西村ですけれども、二点お伺いしたいんですけれども、今、会長からお話があった七ページのイメージ図なんですけれども、実際、在宅でということが今確かに言われているんですけれども、国自体が言っていて、自分が父親をちよつと介護というか、がんの末期で骨折して、その場合にがんがあるということでもオペもできない状況だと、在宅で見ようとしても全然できないということ、その場合に病院であるとかあるいはこういう特養とかというのを探そうとすると、

かなりないんです。私は新宿区に住んでいますし、父親は杉並ということ、その両方で探したんですけども、医療関係者である私自身がいろいろ探してもなかなかということなので、現実、在宅で全部できればいいんですけども、実際そうではないというのが医療従事者の中でも最近言われてきて、会長が言われていたように在宅でやるのは本当にいいんですけども、現実そういう骨折なんかをして骨がつながっていない人間を在宅ではできませんので、その場合特養とかがかなり足りない、実際、病院のほうも療養型病床を厚生労働省が減らすという形で、逆にせつかくいいものが削られているのが現状です。そういった意味で、新宿区でどの程度のニーズがあつて、どのくらい足りているかとか、そういったことはできればデータを持っていったほうが、こういったことを言うていくのにかなと思つたので、もしデータが手に入るようであれば、現実どうなのかというのをもし手に入れていただければと思いました。

あともう一つは、支援付き高齢者住宅というのは、新宿区で助成か何かする予定があるんですか。それで九ページの定義ではバリアフリー構造を備えておりとなつていますが、十ページのイメージ図では、バリアフリー化されていない住宅のところまで新宿区の支援付き高齢者住宅というのが、緑の矢印で入っちゃつていっているんですけども、これはこういったものを何か建て直すときにということで、これが入っているのでしょうか。同意基準を満たしたら都の助成を受けるようにさせるという意味合いの住宅としていいのでしょうか。それとも何か新宿区からの助成が出るという住宅とされているのでしょうか。すみませんが、教えてください。

以上、二点です。

○**大方会長** 前半のほうは御要望として承つておけばいいと思ひます

が、後半のほう、同意基準の意味とか、サ付きに補助とか、その辺もうちよつと説明してください。

○**事務局（月橋住宅課長）** ただいまの御質問についてお答えします。このサービスピ付き高齢者向け住宅の補助というのは、先ほども御説明したとおり国や東京都で整備費補助という形で示されておりますが、新宿区で現在の予定という意味では、そうしたものに対しての補助体系というものを構築する予定は今のところはございません。

それから、先ほどの図の御指摘もございましたが、十ページの図の支援付き高齢者住宅の範囲というのがバリアフリー化されていない住宅にも伸びているというところ、確かに御指摘のとおりでございますが、支援付き高齢者住宅の定義というものが、既存の住宅ストックを含めたものを、支援付き高齢者住宅として今後しっかりと整備していきたいという思いも込めて、この図にあらわしているところでございますので、現在はまだバリアフリー化されていないけれども、そうしたものについても、さまざまな制度を活用してなるべくバリアフリー化していったきたい、あるいは地域の支援というものを手厚くそうした住宅にも適用というか、サービスを提供していきたいという思いで、この図を表現したというところでございます。

○**大方会長** そうしますと、もともと今回の審議の発端は、新宿区としてどういうサービスピ付き高齢者住宅を受け入れるかというようなことがあつたと思うんです。新宿区として独自の補助はしませんが、国及び都から補助が出るわけです。それを今どこの自治体でもそうですが、何でもかんでも事業者を受け入れるといろいろな問題が起きるということ、どういふものに限定して受けとめようかという、それを今議論しているんだと思ひますので、そういうことで同意基準がここに入っているというふうにご理解いただけたらと思ひます。というこ

とですよ。よろしいですか。

○西村委員 はい。どうもありがとうございます。

○大方会長 では、ほかにどうぞ。

○佐藤委員 こういう基準をきちつとつくられるということは大変結構だと思うんですけども、これをどういうふうに運用するのかというのが一つ重要なことだと思うんです。四ページに国及び東京都のサービス付き高齢者住宅の整備事業の概要というのがあって、ここに区役割というのが書かれておりますけれども、同意基準をどういうふうに運用していくのかということ、この場合これは事業者が東京都に事前相談をするということですか。区と東京都が事前に相談する。

やはりここに書かれているような基準は非常に曖昧な部分もあって、曖昧なことというのは、ある意味ではうまくやれば両者にとつて非常にうまくいくけれども、うまくやらないと何だかわけがわからないという感じにもなってしまうですね。だからこれをどういうふうに、例えば事業者と区がどう関係になるのかということ。東京都を間に入れて交渉するというのはなかなか難しいでしょうし、区と事業者が直接やるとなると、なかなかまたそこにも難しいことがあると思うし、それから交渉の過程というのをきちつとオープンにしないとまたおかしいことになります。

僕はちゃんときちつとした交渉をして、交渉のプロセスを常にオープンにして、お互いにいい方向に持っていけると、そういうものがオープンになっていけば、次の事業者もそういうものを参考にしていっていきますよね。それから入る人も、こういうプロセスがあったとか周辺もそういうことがわかれば、非常にそれはいいことだと思うんですけども、現実にはなかなか難しいかなと思いますけれども、この辺のことはどういうふうにお考えになっていますか。要するにこ

ういうものを使って事業者との協議のプロセス、区、都、それから事業者、近隣も入るかもしれないけれども、そういうものによってガイドラインのつくり方とかそれも、大分違ってくるんじゃないかと思うんですけれども。

○事務局（齊藤高齢者福祉課長） 高齢者福祉課長です。

今回の同意基準につきましては、まず私もこの内容についてホームページなどに掲載いたしましたして、新宿区としての同意基準というのはこういったものですというのを、オープンにいたします。その上で新宿区内に整備計画をお考えの事業者が、まず計画の段階で住宅課もしくは私も高齢者福祉課に事前に御相談になります。その中でこういった補助をお使いになる場合にはこの同意基準を遵守していただき区内への整備をしていただくこととなります。やはり税金が投入される部分がございますので、区民にとつても有益なものという考え方を私どもはとつてまいりたいというスタンスで、区民枠の設定などもさせていただいてるところでございますので、そういったものをまず協議していくということが前段階になってまいります。その上でその内容が私どもの基準に合致するものであれば、私どもは同意を東京都のほうに具申するというところで、整備を進めるものがございます。

○佐藤委員 そうするとこれは、事業者から事前に相談を受けるのはまず区であると、区が同意したものが都に持っていられるという、そういうことですね。

○事務局（齊藤高齢者福祉課長） 基本的にはそのような形で進んでいくと。

○佐藤委員 その交渉のプロセスというのを記録に残すということとオープンにするというのは、どんなふうにお考えですか。

○事務局（齊藤高齢者福祉課長） 御提案があった内容につきまして、東京都の補助が国の補助を前提としておりますので、まず国の補助をいただける事業内容であるということが前提でございます。したがって、提示された事業内容については、基本的に国補助に合致したものだと思っております。

その上で私どもはその御提案いただいたものを、内部の審査会を設けてまして審査を行い、その結果として同意に至るといふプロセスでございます。その中で、新宿区に御提案のあった内容や交渉の進捗といったことは、ホームページなどでお示しすることは、可能だろうと考えているところでございます。

○篠原委員 今のお話に関係することで、十三ページから十四ページにかけての同意基準のうち、四のいわばハード面については会長からお話がありました。一、二の同意基準は、これはわかる話ですからいいんですけれども、二のところは特にソフトの面だと思っております。ここはこういう基準ですとか、こういうことをやりたいですと言われるまま承諾したのでは、結局抽象的なことについて新宿区の考えに合致しているとかしていないとか、それだけの話になってしまうと思っております。

やっぱり二の中の㊦から㊧みたいなものをどうやって実現させようとしているのか、その辺のことも含めて事業者からの考え方をきくと聞くなり、あるいは資料を出してもらいなりさせるといふことと、それから一旦建てたら終わりじゃなくて、その後そういうふうな基準で運用されているかどうかということも継続的に、例えば何年に一回とか、入居者がふえたとか減ったとか、空き家が出ていないとか、いろいろなことを報告させるようなシステムにしないといけないと思えますし、そういうことも起動段階ではマニュアルか何かにかちつとして

おかないと、審査をするというか話を聞く区の担当職員によっても、考えが結構ばらついてくるんじゃないかというふうな気がいたします。

○大方会長 ありがとうございます。

○事務局（齊藤高齢者福祉課長） 御意見ありがとうございます。

私どもに御提案をいただくわけでございますが、その中では計画書だけでなく具体的な提案内容についても御提示をいただきまして、事前の資料を提出していただくということもございます。そういったものをもとに先ほどの審査会などを行っていくこととなります。

それから、実際に住宅がオープンしてからそれがきちつと機能的に運用されているのか、それが効果的なのか、こういったことの評価と、というのが今後の課題と捉えておりますが、実際にそれを継続的に見ていくといった意味でも今回の同意基準の中では、高齢者総合相談センターとの連携がでございます。この中であらかじめ連携を行う担当者を区に登録していただきまして、その方との定期的な連絡、あるいは内容の確認などを行っていただければと考えているところでございます。

○大方会長 よろしいですか。

ほかはいかがでしょうか。

○桑原委員 桑原でございます。

この資料の十七ページの一行目と二行目、民間住宅の有効活用にはオーナー側の経営的なメリットと、それから高齢者側のニーズとのバランスが必要不可欠ですということ、事業者さんは、この支援付き高齢者住宅についてはある程度の知識はあると思うんですけれども、実際の経営されているアパートの大家さん、所有者は、現状では余りこの中身をわかっていないと思うんです。

相談なんかを受けていまして、今までアパートが空き家になりま
すと、通常、上の階から埋まっていくんですよね。例えば築年数が古
くても二階建てのアパート、それとあと大体日当たりのこととかいろ
いろ考えまして入居希望の方というのは、二階から埋まっていく。た
だ、この数年相談に来られる高齢者の方というのは、足腰がまず弱っ
てきている、年々病気が重くなってくるのかという方が多うございま
す。そうしますと一階を希望してくるんです。日当たりとかそういうもの
はどうでもいいと、要は住みやすい、それから動きやすいということ
で一階を希望されてくるんです。現状、新宿区の古いアパートを見て
いますと築年数も大分たっていますし、オーナーさん側もこれからど
うしていいかわからない。それから空室率も非常にふえてきて、一階
のほうなんかは埋まってこないというような状況もあります。

ですからこの二行で今は終わっちゃっていますけれども、実際問
題、区として民間事業者さんと所有者さんたちの橋渡しで、具体的に
どんなことを行っていくかという道筋みたいなのを、この辺に入れて
おいていただくとありがたいということ、それからもう一つ要望に
なりますけれども、区営の住宅がございますよね。よく集会場みたい
なのが一階にあると思うんですけども、余り利用されていないよう
な気がするんです。ですからその辺の有効活用も、これに鑑みてお考
えになると非常にいいんじゃないかなという要望になりますけれども、
よろしくお願ひしたいと思います。

○大方会長 事務局、何かありますか。

○事務局（月橋住宅課長） 今、桑原委員の御指摘のとおりですが、
オーナー側の経営的なメリット、それから住み手の高齢者の方のニー
ズとのバランスというのが、なかなか一致していない部分もあります
し、そうしたことで高齢者の方の住まい確保というのが、まだまだ十

分ではないなという認識がございます。ただいまの御意見については、
もう少しおっしゃるとおり、具体的にどういう形でオーナーの方への
情報提供をしていくのかということも含めて、検討会でしっかりと議
論していきたいなと思っています。

それからもう一点、区営住宅の集会室の活用ということを今御指摘
いただきましたが、確かに委員の御指摘のとおりでございまして、特
に集会室というのは、まず第一義的にはその公営住宅に住んでいる方
が使うものというのがあるんですが、そうはいっても本当に年に数回
しか使われていないという現状がございます。昨年ある区営住宅につ
いては、その集会室を活用して高齢者の方の生き生きサロンといま
すか、月に二回そこを使って地域の方がそういう場を提供するという
ことで、今動き出している例もございます。そういうこともございま
すので区営住宅の集会室というのは、まだまだ今後そうしたことに
ついての活用の議論の余地は十分にあると思います。

以上です。

○大方会長 ぜひよろしくお願ひします。

ほかの方、どうぞ。

○野村委員 野村ですけれども、お願ひいたします。

二十三区のほかの区の同意基準を見ると、例えばほかの区では戸数
は五戸以上だとか、入居開始時にはその区の人を全部受け入れるとい
うような入居条件や最低家賃は五万円のものや数戸設置というような
条件があります。それに対し、新宿区の同意基準では、これらの条件
が何故ないのかというのが第一点です。

それと二十三区でサービス付き高齢者住宅の実態を、二十六年一月
六日の情報提供センターのホームページから見ますと、二十三区
全部で百十六箇所、戸数としては四千四百九十三戸あります。その中

で新宿区を見ましたら三方所、戸数としては八十三戸の実態です。先ほど参入を促進するというようなお考えではあるようにですけども、足立区・大田区・葛飾区にサービスピ付き高齢者住宅の立地数が多いのに比べ、新宿区が少ないのは、区の同意基準が、立地の足を引張っているんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

それと例えば二千二十五年を目標としてサービスピ付き高齢者住宅の目標を、どの程度に置いているのか、以上、三点お願いします。

○事務局（齊藤高齢者福祉課長） 二十三区の状況をごらんいただきまして、それと新宿区と比較した場合のお話だったと思います。それで新宿区は現在こういった同意基準を設けさせていただいたわけですが、これに関して先ほどあったような戸数という具体的な数で申し上げますと、建物の規模が必ずしも同一ではございませんので、私どもとしては割合でここで示させていただいたという経緯がございます。それと家賃に関しましては、それぞれ事業者側の建設計画あるいは運営計画等がございますので、そういった中で新しいものに関しては家賃は、土地であるとか建設費用が直接反映されるところもございまして、先ほど足立や葛飾というような例がございましたが、比較的二十三区の中でも算出しやすい地域なのではないかというふうに捉えています。

ただ、私どもはこの同意基準を、先ほどの繰り返しになりますが、ホームページ等にアップいたしましたので、これをごらんになった上で事業者が事前に私どものほうに御相談に来られます。そういった中で全体計画あるいは建築計画、また連携等の内容の具体的な御提案を提示していただき、そういった中で私どもが事業者の方とまた協議をいたしまして、可能な限り対応ができるものについては、事業者側の提案でも私どもの同意基準以外のものでもやっていたかどうかという考えを

持っておりますので、必ずしも私どもはこの同意基準が、現在の事業者の足かせになるとは捉えておりません。

それと、二千二十五年の目標数値ということでございますが、今回案としてお示しさせていただきましたのは、検討会での検討の方向性ということでございますので、具体的なものというのは今後、区の計画の中で定めていくということになると思います。その中で今のサービスピ付き高齢者向け住宅の目標数値が定められるものであるならば、計画の中で指標として考えたいと思っております。

○大方会長 よろしいですか。
どうぞ。

○野村委員 今回の回答ですけれども、新宿区の高齢化率が上がると、それによって要介護高齢者がどの程度の需要があるかといったことを考えますと、サービスピ付き高齢者向け住宅の必要戸数というのもわかると思います。逆に、それを満たさなければ特養老人ホームだとかという別の施策を考えないといけないということになり、目標を持たないと、別の住宅政策もやらないといけないということになるのではないかなと思います。ほかの区では目標は持たれているんですか。

○大方会長 その点、どうぞ。

○事務局（齊藤高齢者福祉課長） 今回私どもはこの中で検討会にお示しいただきました定義、支援付き高齢者向け住宅、つまりサービスピ付きだけではなく、今の御自宅もそういった機能を兼ね備えた、地域からの支援で住み続けられる住宅としていこうという、広義の支援付き高齢者向け住宅という定義をさせていただきまして、サービスピ付き高齢者向け住宅だけを整備していくという目標ではなく、既存のものも活用しながらそういった需要に応えていけるようなまちづくり、地域づくりをしていきたいと考えているところでございます。

○**大方会長** ちよっと補足しますと、今、区のほうがおっしゃったように、サービス付き高齢者向け住宅というのは、いろいろ高齢者が住める住宅のうちのごくほんの一部でありますし、それから逆に民間ベースでやる住宅ですから家賃が高いとかいろいろ問題もあって、あらゆる高齢者のニーズに対応できるものでもないんです。ですからどうしても必要な場合には特養なども必要になりますし、あるいはグループホームという形態もありますし、一方で、新宿区などはマンションが多いですから、普通の住宅であっても在宅介護が受けられると、逆に言うと、サービス付きって基本的には普通のバリアフリー化された住宅に、二十四時間の見守りサービスがついているというだけのことでありまして、介護事業については周辺の民間の普通の介護事業者のサービスを受けるといって、そういう建前になっているわけです。

一方で、今、国のほうでも制度的に高齢者居住安定確保計画でしたか、そういうものがあり、国もつくり県もつくり、今我々もその検討委員会に入っていますけれども、市長さんレベルでもそういうものをつくらうと、その中でこのサービス付きの目標もいろいろな目標の中の一つの指標として定めようというようなことが、検討されている途中でございますので、恐らく来年度あるいは再来年度そういうものを区としてもつくることになると思いますので、ただ、現段階では明確な数字ができていないのでここにも書いていないという、そういうふうな理解していただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

○**野村委員** この場合は「住宅まちづくり審議会としての審議内容である、住宅政策として、サービス付き高齢者住宅の目標ということをごうお考えかお聞きしたんです。

今、高齢者福祉課としての考え方として、そういう住宅政策だけじ

やなくて、地域包括ケアシステム全体として受け皿を考えてやるのと、お答えであったと思うんですけども、住宅課さんとしての答えとして、受け皿としてどのぐらいを考えておかないとうまくないんだよというふうなお答えは持って、この住宅支援制度という考え方を進めていかれたらどうですかといったことを質問しました。将来需要はどのぐらいあるか、サービス付き高齢者住宅により地域包括ケアシステムの見守り制度が、どのぐらいの受け皿となるかというような目標を持って、取り組みの方向性を定めていかれたらどうですかという私の質問だったんです。

○**大方会長** おっしゃるとおりだと思います。
どうぞ。

○**事務局（月橋住宅課長）** 今、住宅施策の中では、基本的に公的住宅の新規建設というのがなかなか難しい状況でございます。そうしたことで区の全体的な取り組みとしては、民間の住宅ストックを活用していくという方向で進んでおります。その中で支援つき高齢者住宅という定義を満たすような地域の支援、社会資源がしっかりと提供できて、なおかつバリアフリーも備えたというような既存の民間住宅を新宿区の中に増やしていきたいという思いがございます。

今、委員のほうから具体的な数値目標というお話をいただいておりますが、現在、住宅課のほうで例えば二千二十五年までに何戸のサービス付き高齢者住宅を整備したいというような具体的な数値は、大変残念ながら持っておりませんが、こうした数値については、今後私どものほうで例えば住宅マスタープランなど、平成二十九年以降の新たなマスタープランの改定の準備等も着手していく予定でございますので、そうした中にはある程度のそうした数値目標というのは、しっかりと書き込んでいきたいと考えております。

○大方会長 よろしいですか。

ほかの点、いかがでしょうか。
どうぞ。

○西村委員 西村ですけれども、今の話ですけれども、野村委員からの御発言はかなり重要なことじゃないかと個人的にも思うんです。最初にお話しさせていただいたように、在宅でという話があっても現実それはできないということが結構ありまして、それで緩和ケア病棟とかは大学病院なんかは全部持っています。でも、実際はすぐには入れないんです。何年も入れないですから、そういった意味では特養も全然足りないのは明らかなので、その辺は現状でどのくらい足りていてどのくらい足りないかというのは把握しておいていただいて、それでサ付きがどのくらい必要かというの、頭に入れておいていただいたほうがいいのではないかと思います。よろしくお願いします。

○大方会長 事務局の代弁をするわけじゃないですが、さつき申しましたように必要なのはみんなわかっているんですが、意外とこれが、技術的につくろうとすると結構手間暇がかかるんです。今、どういふふうにつくつたらいいかということについて国のほうも、基準を今つくっているところですので、来年度恐らくその辺はきちっとつくるところになると思います。ただ、今の時点ではないと、そういうことと御理解いただけたら。

○西村委員 現状で例えば全然病院に入れないような状況で。

○大方会長 それはもうよくわかっておりますので、ただ、それに対して、じゃ、サ付きを幾つつくつたらいいのかわかるかというところが、サ付きじゃやっぱり特養のかわりにはならないものですか。

○西村委員 サ付きだけじゃなく全体的にどうなのかなというのが、新宿区で大体老人がすごく多くてということと確かに困っているんだ

と思うんですけれども、それを今こういうふうないい考えを進めようとしている中で、現実どのくらい足りていないのかという具体的な数字が、どこかに出ていけばいいんですけれども、ないなと思っていましたので、すみません。申しわけありません。

○大方会長 いいえ、おっしゃるとおりだと思います。

○石川委員 住宅で対応できる部分とそうじゃない部分もあると思うんで、それは総合的に次の段階でもそうですし、もうちょっと今は支援付き住宅の定義を行って、それでサ―ビス付き住宅は案件ごとに見ていきますと、そのあたりを決めさせていただいていると思っております。

○西村委員 はい、すみません。

○大方会長 ただ、ですからこの報告書のほうは、これから新宿区がやるべきことをいろいろ御提言申すので、今おっしゃったようなきちっとした計画といえますか、目標も持つべしと、そういうことは提言に入れたらいかがでしょうか。

どうぞ。

○舟生委員 舟生でございます。

私は余り難しいことはよくわからないんですけれども、私が経験していることとか、こうあつたらいいなというような感じでお話しさせていただきたいと思えます。

今、御説明いただいた中で十二ページの、サ―ビス付き高齢者住宅の整備を実現するための重要な四項目ございます。それと今いろいろと委員の中から出た中で集会所が利用されていないとか、あるいは今のお話とか今の時代の流れとしまして、非常に経済も大変だということと、お話によりますというところなどがカットされてきていると、高齢者に対しても漏れずにそういう状況になっているというこ

とを考えてみると、ハード面ではしようがないというふうに思いますが、今度はソフト面ではゆるゆるサービスというふうここに書いてありますけれども、例えば資格を持つていらつしやる生活援助員とかそういう方たちがいらつしやつて、そういう方たちがいろいろな地域に入つていつてサービスを与えるということにおいて、ちよつと難しいんじゃないかというお話もありましたが、実際そういうふうに思います。

地域に住んでいる者として、地域の人たちは地域の人たちを知つていてということとは当然でして、そういう意味で予算上も大変厳しい折柄、私は去年一年間、前回お休みさせていただいたんですが、実は私は、私ごとなんですが、兄弟がおりまして、私は実はこう見えても末っ子なんです。こんな末っ子ももう後期高齢者かという感じで、兄がおりまして一年間見たわけなんです。病院に入つて療養型の病院で最後亡くなりましたけれども、子もいず妻も先立たれという感じで結局は末っ子の私、まあまあ何となく動ける私に番が回つてくるというのがそういう形でして、そういうのを見ていまして、それとともに私にすぐくプラスになつたことは、私は年をとつても年とつた者を見るということとは、私自身が元気になるということを経験しました。

ですから地域に今度はまた翻つて戻つてきたときに、私も高齢者たちが高齢者たちを何とか助けられる仕組みがないものだろうか、ボランティアで無償じゃなくて有償ボランティアの形をとりまして、実は私はシルバー人材センターから参つております。その中でみんな地域に住んでおります。そして地域の仲間づくりも少しづつできております。職種からまたグループからあります。そうした人たちの中でまた特にシルバー人材センターは、近ごろとてもボランティアの数がふえました。そしてどんな地域に出つております。

そういう中でこのサービス、今私が言っていることは御審議していることとちよつとずれているかもしれないんですけども、高齢者が地域にも少し戻つてきて、そしてお手伝いできないものだろうか、それがシルバー人材センターと何かお話の中で受けられるものがあつたら、またみんな動いてまた元気になつて元気高齢者が多くなつてくれれば、お金がかかつてこないんじゃないかと、この間、講演会に行きましたら、今は八十代じゃなくて九十年代の時代ですと、九十歳です。そういう話を伺いました。今百歳以上が全国で五万四千人とか、五十年になつたら七万人になるんですと、「ギョギョギョ」とみんなして言つたんですけれども、でも、それじゃ、元気でみんなして年とつていきましようよと、手をつないで、そんな夢みたいな話なんですけれども、何か私どももそういうことがお手伝いできればなんて言つて、私の個人的な意見でございますけれども。

○大方会長 ありがとうございます。

全くおつしやるとおりで、きょうはサービス付き高齢者の話が中心なのでちよつとあれですが、本来はむしろ在宅でのケアが必要で、特に認知症の方を在宅ケアしようとすると、地域の方のサポートが絶対に必要なんです。ですからそのまさにコミュニティーケアといううな形を充実させていかなければいけないと、そのためにこそ先ほどから出ているような公営住宅とかその集会所を地域に開くと、そこで例えば食事会などもすると、団地の高齢者だけじゃなくて地域の高齢者も一緒に入つていただくと、さらに高齢者だけじゃなくて若い人も入つていただいてまず顔見知りになると、そういうことが非常に重要です。

逆に、その場所で今度はL S Aさんとかあるいはヘルパーさんが来て、あるいは看護師さんが来て、きょうどこかにありました、二十

一ページ、暮らしの保健室のようなことをやり、地域の潜在的な健康問題をかかえていらつしやる方との交流も深めると、そういう戦略が非常に重要だということは我々もよくわかっていまして、我々とかうちの大学のほうですが、そういうことを区のほうにももう少し認識していただいて、でも、新宿区は随分先進的なので十分認識されていらつしやると思うんですが、そういうことを含めてですね。

さらに二十四時間定額サービスというのも始まったところで、来年度からは生活支援サービスも、いよいよ介護保険を離れて区においてくるというようなこともありますよね。ですから本来在宅の介護のシステムを、こういう住宅を含めてどういうふうな体系を見直すか、少しその辺についてもこの報告書にちよつと触れられたら、非常に充実したものになるんじゃないかと思うので、よろしくお願ひします。

そういうことでよろしいですか。

○舟生委員 はい。

○石川委員 二十ページにシルバールピアにおけるワーズン及びLSAの業務内容というのを書いてありまして、これは将来方向でなくて現在やっつけていらつしやる方向、そうすると「談話室を活用し、一般高齢者の生活相談への対応」というのが、二に書いてありますけれども、現実的にこれは談話室で入居者以外の一般高齢者の相談もやっつけていらつしやるということで、かなり実績がおりになるんですか。

○事務局（齊藤高齢者福祉課長） こちらの記述でございますが、建物の中にシルバールピアと位置づけられている入居者と、そのほかの一般住戸にいらつしやる高齢者の方ということで、一般高齢者の生活相談というのは、同じ集合住宅の中にお住みになっている方を指しているものがございます。

○石川委員 わかりました。

それで、会長さんもそれから今の舟生さんの御発言にもありましたように、LSAが広く地域の方へも相談作業を広げるといのは、とても現実的な対応として見えていますと、LSAというのはワーズンよりプロ的な人で、だからいいでしょうと行って、いわゆる事業所等で経験を積んでいる人が来るからもつとプロでしょうということですけども、そういうことになるかと負担が余りに多過ぎるんで、会長さんがおつしやるように、私も別のサイクルも考えておかないかと考えています。

それと今おつしやっていたこととか皆さんのお話の中で何回か、地域安心カフェというものがあり、これがこれからたくさんできればいいと思いますが、その中のいろいろな適地が今おつしやったような中でもあると思うんですけども、今大体どの位始まっかけていらつしやるんですか。

○事務局（齊藤高齢者福祉課長） 地域安心カフェにつきましては、今現在百人町の都営の中で三カ所、それから戸山のシニア活動館を活用したものが一カ所ということで計四カ所、地域安心カフェとしてはその四カ所です。ただし、地域の中で自主的に安心カフェという位置づけではありませんが、実際に西新宿のほうでもカフェの開催がなされていたり、また、他の地域におきまして、地域住民の方の自主的な取り組みとしてカフェと呼ばれるものが運営されている実態はございます。

○石川委員 わかりました。ありがとうございます。

それで、あとは二十三ページの図で、私もいろいろ参加してつくらせていただいたんですけども、この黒い人型と白い人型はどうしてもイメージとして高齢者を指し、一般の区民の人の大きな見守りみた

いなものが外円に入るのとは、ちよつと違うのかなと思います。一般他世代とかいろいろ本文が書いてあるならば、この色抜きは高齢者とは限らないということだとは思いますが、こういういろいろな機能がある、その見守りの中に他世代も入っている、一般区民も入っているということかもしれないけれども、全体の枠として、住民全体で見守っているよというようなのも一枠つくっておいたほうが良い。私の気持ちはそれが欲しいと思っております。

○**大方会長** これはそういう意味なんでしょうけれども、ちよつと伝わりにくいので一工夫ですかね。

○**石川委員** すみません、私も一緒に検討させていただきなごう改めて見て、もうちよつと一枠何か欲しいなと思いましたが、申しわけありませんが、そんな感じでございます。

○**大方会長** 輪になって囲い込んでいるみたいな感じで、もう少し人と人のつながりみたいな。

○**石川委員** だからもうちよつと、それから多世代とかそういうのも大事なんです。

○**大方会長** おっしゃるとおりですね。

今のところでちよつと思いましたが、もともとサービス付き高齢者住宅というのは、一つは住宅としてバリアフリー住宅とか介護しやすい住宅とか、あるいはシェアハウスの、共同の食堂があったりお風呂があったりする住宅の供給という意味もある一方で、むしろ特に新宿区などでは、地域密着型の介護事業者をそこに立地させること、特に新宿区の場合は家賃が高いですから、ほっておくとなかなか地域密着型の介護事業者、小規模多機能みたいなのが、入りにくいところがあるわけです。そこにサ付きで住宅がついていると補助が出るということもありますし、そこに非常に効率的にサポートできるお客さん

がまとめて囲い込めるわけなので、それをベースにその事業者が成り立って、その余力を使ってサ付き以外の外の地域にサービスできると、そういうメリットがあるんだと思うんです。

だからそういう意味で新宿区は、一生懸命これを導入していいと思うんですが、ですからその辺のサ付きをもっとふやすことの意味みたいなことを、もうちよつと区民にわかりやすく説明しておく、受け入れやすいんじゃないかなという気がしますので、その辺を御検討ください。

よろしいですか。

どうぞ。

○**長谷川委員** 二十三ページの上のほうに、ひとり暮らしの保健室というのが、平成二十三年七月に戸山ハイツに空き店舗を活用して開設されたと書いてありますが、今までどのぐらいの人が利用されているのかしらと、どんな内容の相談があるのかしらと、私もひとり暮らしの方がおりましたいろいろ話を聞いて、それは区のほうにちゃんと言ったほうがいい。「そんなところに行かれないよ」なんて言われちゃってあれなんですけれども、どの程度の人が利用されているのかなと思って、お聞きしたいなと思っております。

○**事務局（齊藤高齢者福祉課長）** 今、具体的な数字を持ち合わせておりませんので、どのぐらいの利用者があるのかというのは、多分こちらの暮らしの保健室、健康部でかかっているものですので、そちらのほうに問い合わせをさせていただきたいと思っております。私ども福祉部門で実績を持ち合わせていないものですから。

○**長谷川委員** ひとり暮らしの人は一人だと、たくさんいるときは余り言わないだけども、一対一だと思つておられることをぱつぱつと言います。「そうだったの」と、「じゃ、あなたの名前は出さないけ

れども、ちゃんとやっておくね」と言うのと、「うん、よろしくね」と言うんです。だからなかなかそういうのは難しいななんて思っています。

うちのほうは普通の住宅なんですけれども、三百六十所帯ありまして、先ほどの二週間に一回ずつ自治会のお部屋でお茶を飲みながらいろいろな話ができ、とても皆さん喜んでおりますが、三百六十所帯の中で十二、三名、六十五歳以上の方、ひとり暮らしは四分の一ぐらいの数になっちゃったんですけれども、その中で十名ぐらい、でも、すごく楽しくやっておりますんで、こういうのをしっかりと続けていきたいなと思っておりますが。

○**大方会長** この同じページにも下のほうに書いてあるように、いよいよこれから新宿区高齢者保健福祉計画というようなこともおつくりになるんでしょうし、そこでぜひ地域住民とのつながりとか、いわゆる行政がやる活動だけではない、いわゆる市民がやる活動の位置づけをしっかりとやっていただけたらなど、そういうことでよろしいですかね。

ほかに何かいかがでしょうか。御指名は申し上げますが、何かございませしたら。

どうぞ。

○**土屋委員** 検討会に出させていたでいろいろ勉強させていただくと、新宿区さんはいろいろな施策をいろいろ展開されているんです。それでも健康部さんと福祉部さんと都市計画部さん、なかなか健康部さんと福祉部さんが分かれている区役所さんなんかはないんですけれども、そういうぐらいに力を入れられているというのにはわかるんですが、逆に、それゆえに施策がばらばらになっていて、とてもわかりにくい状況かなというふうに思いました。

きょう特にサービス付きに議論が行っちゃっていますけれども、本

当にサービス付きはパーツの一部なので、いつも全体像が見えている中でどういう施策をといた話ができるようにしておかないと、多分区の中でお話しされるときでも縦になっちゃってわかりにくくなる可能性も高いので、せっかくこの検討会で各部相乗りでやっていただいているというのは非常にまれなケースみたいなので、そういう意味では、それを継続して縦割りじゃない施策を、きちんと体系的に打ち出したいだけるといいなというふうに思っています。

そんな中でこの報告書のサブタイトルに小さく書いてありますが、結局これが新宿区さんの思いだと思われるので、どっちかというところが大きく出てくるほうがわかりやすいのかなという気がしました。何をしたいのかと言われたら、こうしたいのということなので、決してサ付きをふやしたいとかそういう話ではなくて、何でもいからこういうことができればいいなという思いだと思われれますので、そこら辺をちよつと御検討をお願いします。

○**大方会長** 何かありますか。

どうぞ。

○**事務局（齊藤高齢者福祉課長）** 御意見ありがとうございます。

まさに私も新宿区で目指す姿というのは、ここに書かれているものでございますが、そういった中で今健康部と福祉部、都市計画部もございませけれども、先ほど来、会長のほうから次期の高齢者保健福祉計画、さらには第六期の介護保険事業計画、これの策定を平成二十六年度に行いまして、二十七年からの計画としてこれについてはパブリックコメントや地域説明会なども実施する予定でございます。

この計画の策定に向けましては、区の保健と福祉の計画でございませので、もちろん福祉部と健康部がしっかりと連携しましてこの計画の策定、先ほど縦割りのそれぞれ関係性が薄らいでしまう計画になら

ないように、しっかりと検討を進めていきたいと思っております。

また、この計画の策定に向けましては、区民委員などがメンバーとなつている保健福祉計画推進協議会、この中で議論を詰めて検討しておりますので、こういったこともオープンにしながら、区民の方にも理解しやすい区民のための計画となるように努めてまいりたいと思ひます。御意見ありがとうございます。

○**大方会長** よろしゅうございますか。

その意味ではやはり先ほどこちらの委員からありました、二十三ページの下のイメージ図、この辺をもうちよつとわかりやすく充実させると、これが目標なんだというのが区民に伝わりやすいのかなと思ひますので、検討会のほうで御検討ください。

どうぞ。

○**西山委員** 西山です。

今の話に関連してですが、次期の高齢者保健福祉計画のことに関連してですが、今、法律上は保健計画のほうは策定義務はもうなくなつていふと思うんで、高齢者福祉計画と介護保険事業計画はいろいろな自治体で当然セットでやつていふんですけれども、かなり保健計画のほうは外して策定している自治体さんがほとんどの中で新宿区さんは、保健の視点も含めてやられていふのは非常にいい取り組みだと思ひますんで、先ほどの暮らしの保健室、健康の部分も含めて高齢者の生活をどう支えていくかということで、提言書自体もそうですけれども、次の計画に反映していただければなというふうに思ひます。

○**大方会長** ありがとうございます。御要望としてよろしいですか。

○**西山委員** はい。

○**大方会長** 特にこれからは、要介護になつた方を一生懸命支えるというだけでは全然間に合わなくて、要介護にならないようにすると、

一次予防とか健康づくりをすると、これが非常に重要だと我々も思つておりまして、その辺、ぜひ視点を強化していただけたらなと思ひます。

よろしゅうございますか。

どうぞ。

○**野村委員** 「五の四の情報のニーズ把握と発信」についてお願いです。前期高齢者の私として今後の後期高齢を迎え、いろいろ情報を集めていふます。新宿区では、保健だとか住宅だとか、あと何かとかというふうそれぞれパンフレットに分かれていて、それを一冊にまとめたパンフレットみたいなものが、すごく便利と思つていふんです。例えば文京区なんですけれども、文京区はそれが一冊になつていふんです。だから住宅から介護支援から介護から、高齢者地域センターがどこにあつてだとか、それが全部一冊になつていふ。それを見れば全部わかるんです。極端な話、相談困り事センターまで載つていふんです。

都にも言ったことがあるんですけども、どうして課ごとにはばらばらにパンフレットを出しているんだと、それをまとめた少なくとも部で一冊のパンフレットにしたらどうだというようなことを、お願いしたことがあります。「五の四の情報の把握と発信」の折、方向性として縦割りでつくつていらつしやるパンフレットを、ぜひ一冊にしたいだけだと思ひます。

○**事務局（齊藤高齢者福祉課長）** 貴重な御意見ありがとうございます。

私どももこれまでのパンフレットの作成の仕方は、今、野村委員のほうから御指摘があつたように、それぞれの事業ごとであると施設ごとであるとか、あるいは課ごとであるとかというふうにつくられ

てきているのが多くございます。そういつたことに関してこちらの情報発信のところに、今後の方向性という提言という内容になりますので、そういった高齢者向けの総合情報冊子のようなものも必要というような書きぶりを、させていたいただきたいと思えます。

○大方会長 よろしゅうございますか。

まだ時間はございますけれども、無理に引き延ばすこともございませんで。

じゃ、全体について何か事務局のほうから、あるいは今後の進め方を含めて何かあったらどうぞお願いいたします。

○事務局（月橋住宅課長） いろいろと貴重な御意見、御提言をいただきましてありがとうございます。

本日いただいた御意見については、しっかりと事務局のほうで把握させていただきまして、三月に支援付き高齢者住宅検討会を開催する予定でございますので、その席上でも今日いただいた御意見をしっかりと踏まえてもう一度議論をいたしまして、この検討会の報告書を作っていくしたいと思います。

また、この報告書をテーマとして皆さんに集まっていたという時間はもう難しいので、そちらについては、しっかりと作ったものを皆様に提示させていただいて御理解いただければと思えますし、今日お示しできませんでしたが、資料編というところも充実させて、それぞれの課ごとというよりも、区全体としての横串を刺した形で、わかりやすい資料編としていきたいと思っております。

以上です。

○大方会長 よろしゅうございますか。

~~~~~  
その他

~~~~~  
○大方会長 では、きょうも充実した議論をまことにありがとうございます。
~~~~~

次回については。

○事務局（山崎居住支援係長） 事務連絡になります。

審議会議事録のホームページへの公開につきましては、審議会終了の都度、当日の議事録の公開につきましてホームページに公開してよろしいかどうかお諮りしております。審議をお願いします。

○大方会長 よろしゅうございますね。

○事務局（山崎居住支援係長） ありがとうございます。

次に、委員の報酬についてです。

委員報酬の振込先が事務局へのお届け先と変更されている場合には、会議終了後に事務局までお知らせ願います。なお、本日の委員報酬のお支払い時期ですが、今月下旬に御指定の口座に振り込む予定となっております。

次回の審議会の日程にですが、平成二十六年第一回の開催通知は、四月以降に別途送付させていただきます。よろしくお願いいたします。事務局からは、以上でございます。

○大方会長 ありがとうございます。

では、特になければ、これできょうは散会させていただきます。どうもありがとうございます。

午前十一時十分閉会